

『西襦鈔』なる改元部類

白井和樹

一、はじめに

1. 序

平成二十七年年度図書寮文庫で整理公開した書物に山科家旧蔵『西襦鈔』(せいじゆしやう) (函架番号509-107)がある。本書およびその類本につき幾らか述べべきことがあり、小文を成す次第である。この書は、後に詳述するが、改元部類記の一種で、元号字撰出の作法についてまとめられた書物だ。

改元には時代によっても異なるけれども様々な作法があり、それぞれ行きつ戻りつ、吉例凶例が転変しながら故実が醸成されてゆく。特にその変動が大きかったのが鎌倉～室町期だろう。

この時代「未施行」(みしぎやう) (博士家が加點していない)の書物を避けるといふ傾向が薄まってきたのか、例えば柳原忠光は延文改元に際し、「元宝」なる案を『三元布経』という道教経典から出し、洞院公賢から見咎められている(『園太暦』文和五年三月二十五日条)。当て馬だったのか分からないが、こ

の案は見事に斥けられた。同じく忠光の新註(朱註)に対する態度は、一度改元仗儀に上せて既成事実化させてしまおうという類のもので(『迎陽記』応安八年二月二十七日条)、これを菅家の長綱(東坊城)、藤原南家の元範が後追いし、一条経嗣が「故忠光卿、已可為道之先達歟、」(『荒暦』明德五年七月五日条)と半ばあきれ顔。規定と故実とは相俟つて峨々たり、なかなかその外から元号字を出すのは難しいものである。例の国書(古くは梨壺の五人が加點しているとはいえ)のようにはうまくはいかぬ。

応永改元時の足利義満による容喙も「洪」という字の「字面」の問題、そして「徳」字の使われ方の先例から結局斥けられたが、これもまた元号字についての微妙な問題を考える上で示唆的である。

このように典拠や字(採り方や避けるべき例)には様々な故実がある。このような元号字に対する細やかな故実をまとめたのが、『西襦鈔』である。

2. 『西襦鈔』解題

(ア) 成立

『西襦鈔』は、大永元年(一五二二)東坊城和長(ひがしほうじやうかずなが)撰。大永改元に際し

て、元号字についての先例をまとめた著作である。ために『改号新鈔』『元号字抄』『改元勘例抄』『改元部類記』などの異名を有する。甚だしきは外題に「改元」とのみあるのであって、これではなにが何だか分からない。『続群書類従』にも『元号字抄』の書名が入っているが、活字本だと本文に校訂が入っており、原本・写本と異なる部分が見受けられる⁽¹⁾。

成立につき岩橋小弥太氏による『群書解題』『元号字抄』の項目の記述を要約しておく、(1)永正十八年八月の大永改元に先立ち三相公の依頼で一冊を作つて送り、改元後返されたものであり、「大永」が和長勘申であるとの記述があるから、少なくとも本書の前半は永正十八年に原形を成し、(2)書中享祿元年八月二十七日の改元のことが見えるので、今日伝わるような一編となったのは享祿改元に先立って編著されたものと合集された際のこと、それは(享祿元年から)享祿二年十二月の和長薨去以前である、となる⁽²⁾。また和長の著作を網羅的に解説した伊藤慎吾氏は、当該書を「和長の元号関係書の中で最もまとまった著作であり、和長の代表作といつても過言ではないだろう。」と評価し、成立については岩橋氏の考証を支持する⁽³⁾。

成立に関して、私はいくつかの書物等を引用していることに注意したい。試みにそれらの書名を掲げれば、(ア)『元秘抄』(高辻長成撰)、(イ)『園太曆』^{○本文中}『園太曆記』(洞院公賢記)、(ウ)『迎陽記』^{○同}『迎陽御記』(東坊城秀長記)、(エ)『行類抄』(洞院実熙撰)、(オ)『薩戒記』(中山定親記)、(カ)『元秘別録』^{○同}『元秘抄別録』(伝高辻長成撰^{疑う})、(キ)『元号字失得抄』(東坊城益長撰)がある。(ア)～(カ)は、例えば「兵革改元例行類抄」の如く書名を尻付とし、ないしは「元秘抄別録例」として元号を例示する、あるいは「元秘抄云、…」『迎陽御記云、…」の如く、若しくは単に「園太曆記」と書名を掲

げて本文を引用するという方法を探り、いずれも引用部分はさほど長くはなく、参照程度といってよい。単に注記の中に書名が見えるだけの場合もある。一方(キ)『元号字失得抄』の場合は、祖父麟公(和長が益長をこのように呼んだらしい)の御説としてかなり長く引用し、本文に組込まれる——組込むというより最早併呑しているというべきである。

この『元号字失得抄』は文安六年(一四四九)東坊城益長撰。管見の限り九条本⁽⁴⁾(図書寮文庫蔵、函架番号九一514)のみしか現存しない。この内『西橋鈔』の「漢以来帝崩殿名并陵事」の項が本書後半部同名項に相当する。なお、本書冊首内題下に「文安六年夷則中旬之比抄之、」とあり、『西橋鈔』当該項末尾の注記に、「右已上所注者、文安六年、祖父麟公之御説也、為改元一冊之真蹟、今重注之矣、」とあるのと一致する。

この他(ク)「先旧記説」なる先行の説や、(ケ)「予部類抄」なる和長自身の著作と思しきものも見える。

家説をまとめて改元仗儀に出る公卿に伝授した一冊を核に、自説や父祖の説、さらには他家の例・説をも増補した書物であるから、岩橋・伊藤両氏の考えるとおり、和長が晩年まで手を入れた彼の代表作であり、彼の代表作というレベルを超えて、室町後期の東坊城家学の集大成と称しても過言ではないだろう。

(イ) 内容

次に、後述する万里小路系の諸本に附された目録に従って全体の内容を概観してみよう。

(一) 年号字難陳事

大永改元に際し出された元号案についての難陳。大永の項には難陳で出さ

れた兵革・天変改元等の例も参照される。

(二) 本朝異朝同号事

大永度の案のうち、「大曆」が唐代宗の例と重なることを受けて、大陸の元号と日本の年号で重なるものを掲げる。

(三) 歴与曆字事

これも「大曆」等との関係だろうが、「曆」と勘申しながら、その典拠〔引文〕が「歴」の字を用いている例を挙げる。

(四) (今度) 撰出新字事

和長が大永度および享祿度に勘申した例を掲げる。また「昭徳」なる例について「右為博士、新字注之、為後生也、不知殘命間、以事之次、新字皆注之畢、」と記す(この部分は和長最晩年の加筆だろう)。

(五) 以旧号引文取用事

以前の改元で使用した本文(ほんもん)(典拠となる文章)と同じ部分から別の年号を撰び出した例。

(六) 大宝已来年号反字事

大宝以来の年号の反切を列挙した項目。おおよそ第一字にしたがって分類列挙している。次いで、その反切を取った字の意味について記す。南朝年号にも触れる。

※ B系(後述) はここに「吾朝偽号事」の項目を立てる(A系(後述)は(六)に含む)。これは先の南朝年号の反切部分を指すと考えられる。

(七) 吾朝(マイマ)郡県名為年号事

「吾朝」と目録に立てるのは「異朝」の誤りで、本邦の年号が中国の郡県

名と一致する例を掲げ、解説を加える。

(八) 異朝吾朝殿里陵等名為年号事

漢以来の皇帝崩御の宮殿名および代々の皇帝の陵名を掲げる。年号案と重ならないようにするため掲げているものと考えられる。

(九) 年号用楽名事

年号と楽の名前が一致する例を掲げる。『通典』○本文中 杜氏通典 卷三十二・三十三楽部を引く。

(十) 年号反字古賢説不審事

「治」字にまつわる反切の諸説をまとめたもの。『中右記』『槐記』『元秘別録』『迎陽記』『元秘抄』を引き、『玉篇』『韻会』『広韻』『韻鏡』を参照する。

(十一) 異朝年号於本朝打反用例事

異朝、すなわち中国歴代王朝で用いられた年号字の上下を逆にしたものが、日本の年号と一致する例を掲げる(元永(日本)と永元(漢)など)。

(十二) 同音年号依清濁用例事

日本年号で、よみが清音・濁音の違いのみである例を掲げる(ゲンエイ(元永)とケンエイ(建永)など)。

(十三) 同音年号字替打反用例事

上下を逆にすると同音になる異字の年号の例を掲げる(正嘉と嘉祥など)。

(十四) 同訓年号一字替用例事

同じ訓の字を、一字だけ変えて用いた例を掲げる(長徳と永徳(「ながし」を「長」「永」と変えて用いる)など)。

(十五) 年号人名例事

年号と（中国の）人名とが一致する例を掲げる。

（其） 園太記年号字指南事

『園太曆』（園太記）より文和五年二月十二日条を抜粋。内容は洞院公賢と東坊城長綱との年号についてのやりとり。

二、諸本

1. 諸本解題

諸本につき試みに『国書総目録』（およびその後身たる「古典籍総合データベース」）を閲れば、「改号新鈔」の統一書名の下、一三本が紹介されている^⑤。また伊藤氏が、東坊城家旧蔵本で「西橋抄」と題する一本が京都府立総合資料館（当時。現京都府立京都学・歴史館）にあると書いておられる^⑥。この他、図書寮文庫蔵『統群書類従』（原本）所収本と同文庫九条家旧蔵本・御系譜課旧蔵本および冒頭で紹介した山科家旧蔵本、静嘉堂文庫蔵『統群書類従』（塙家稿本）中、内閣文庫蔵『統群書類従』（教部省旧蔵）中、国立歴史民俗博物館高松宮旧蔵本にそれぞれ一本を、京都大学附属図書館清家文庫本に二本（先の『改元部類記』と『改元新号字難事』）、同大博物館（旧文学部、勧修寺家旧蔵）に一本、東京大学史料編纂所に五本（徳大寺家旧蔵本四本、東山御文庫記録中に一本）を見出した。この二九本の内、一九本を実見し、他に五本の写真を見、一本の書誌データを得られたので、都合二五本につきデータを得られたわけである。また、彰考館本は後述の如く修史局本・九州大学萩野文庫本の親本で、修史局本からその内容等は明らかだ。さらに、

『国書総目録』には、陽明文庫本・三条家本はそれぞれ書名を「西橋鈔」「西橋抄」とする旨の注記があり、神宮文庫本も「改号新鈔」との書名から、大體の系統の予測はできる。未見のものも多いことながら、系統はほぼ明らかでできよう。

以下、おおよその系統別に諸本の解題を記す。これらのうち、白抜き数字のものは未見の本であるが、写真・書誌データを得られたものについては、便宜参考までに分かる範囲で記した。なお、これらはそれぞれ元の書誌データを本稿の他の書誌の記述形式に合せて多少編集してあるが、内容は元データの著録者の判断を尊重したものにしよう努めた。

① 京都大学附属図書館清家文庫蔵 『改元部類記』

請求清家文庫／1206

天文九年万里小路惟房写。舟橋家旧蔵。仮綴・半紙本大・一冊。共紙表紙23・5×20・4（法量の単位はセンチメートル。以下同）（紙縫綴^⑦）。外題なし。扉一丁（表、扉題「改元部類記」墨書。裏、「小序」あり、前二つと三つ目は異筆、三者とも本文と異筆）。目録一丁（本文同筆）。内題なし。無辺無界14行20字前後。小字部分（脇書等）あり。朱符号・朱筆書入あり（数筆）。三〇丁。本文第一一〜一二丁間挟込み一紙（文化改元関係資料）。第一四丁表東坊城和長識語（和長署名上に朱筆花押影^⑧）。万里小路惟房奥書「右一冊故坊城前大納言和^⑨卿、所^⑩令新作也、先年不慮一覽之次、馳禿筆如形加一校了、／天文九年五月十三日／參議右大辨藤惟房（花押）」（第三〇丁裏）。共紙裏表紙（見返に文緑改元の記事^⑪）。右、および修補奥書（あるいは所持奥書）「明經大博士清原秀雄（花押）」^⑫。中、および「墨付卅二丁」の墨書^⑬。朱方印「京都／大學圖／書之印」、登録番号黒印押捺。「京大図書」ラベル。表裏表紙（秀相期の修補か）と目録以外は紙背文書あり。

ところでこの本には、第一四丁表に、和長の享祿元年八月二十七日の識語を写した部分があり、花押影が和長の署名の上に写されている。この花押影は、例えば国立国会図書館蔵『御注文選表解』（請求記号WA16-17、和装・大本・一冊、「江戸初期」〔五条為庸〕写）の大永六年三月の和長識語の花押影と全く同じであるから、和長の花押を写したと見て差し支えない。

当初按ずるに、山科本は舟橋秀雄（秀相）の奥書——後に「本奥書」と判明したわけだが、秀雄筆と考えていた——があるからには秀雄筆本の可能性もあるかと、筆蹟調べのため京都大学附属図書館で清家文庫の舟橋秀相写の図書を拝見していたのだが、調査最終日に、カードをめくっていて偶然に見つけ、万里小路惟房の手になる改元部類ということになった『改元部類記』を出納してみたところ、驚くべきことに山科本の親本であった。

② 図書館蔵 山科本『西橋鈔』
函架 509-107
文庫蔵

大永元年東坊城和長撰、「江戸前期」舟橋家本写。山科家旧蔵。和装・大本・一冊。縦横刷毛目表紙27・3×20・1（五ッ目綴、綴糸茶）。中央打付書「改元勘例抄西橋抄」。扉二丁（扉第一丁表墨書「改元勘例抄」、扉第二丁表墨書「改元部類記」、同裏（小序）。目録一丁。内題なし。無辺無界13行22字前後。注小字双行。墨・朱傍記、朱点・朱符号あり。後人書入あり（山科師言（のち頼言、七二二七七〇））ならん（口絵図版2）。不審紙貼付あり。尾題なし。本奥書「右一冊、故坊城前大納言和長卿、所／令新作也、先年不慮一覽之次、馳禿筆如形加一校了、／天文九年五月十三日／参議右大辨藤和房（惟賢朱筆）」（第三二丁裏（口絵図版1））。後遊紙一丁（本奥書「明經大博士清原秀雄」）。墨付三四枚。朱長方印「山科藏書」（篆文陽刻）4・4×1・3、朱方印「藤原／師言」（篆文陰刻）2・4×2・4。図書館ラベル。

本書の書入を山科師言とするのは、図書館蔵『元秘抄』（函架番号415-402）の書入との比較による。

③ 西尾市岩瀬文庫蔵 『改号新鈔』
函架 126-43
番号

江戸前期・柳原資廉写。柳原家旧蔵。大和綴・大本・一冊。丁子色表紙26・6×19・9程度、紙縫綴本。中央打付外題「改号新鈔和長卿記」。料紙薄様。每半12行。三〇丁。能筆上写本。（小序）・目録あり。本奥書「右一冊、故坊城前大納言和長卿、所令／新作也、先年不慮一覽之次、馳禿筆／如形加一校了、／天文九年五月十三日／参議右大辨藤惟房」（読点私に補う）。見返左下に所持識語「権中納言藤資（廉）（柳原資廉）」（花押）。朱長方印「柳原庫」「岩瀬文庫」。函号等ラベル。

〔西尾市岩瀬文庫より頒布の紙焼写真および「西尾市岩瀬文庫 古典籍書誌データベース」
「日本古典資料調査記録データベース」（7）〕

④ 東京大学史料編纂所蔵阿波国文庫本 『改号新鈔和長卿記』
請求 徳大寺144-115
天文九年奥書写 記号

〔江戸後期〕写。和装・大本・一冊。横刷毛目表紙28・8×21・2（大和綴（紅白水引））。中央打付書「改號新鈔和長卿記」、外題脇朱書「西橋鈔一本外題」。前遊紙一丁（表に朱書ハリ紙「此一冊西橋抄ニ全ク全シ（朱丸印（印文））」、裏に（小序）（朱符号あり）。目録一丁（末尾に「イニ云後柏原院：」の朱筆書入）。無辺無界每半12行、小字注・朱符号等あり。近代と思しき朱筆校合痕あり。二八丁。本奥書「右一冊、故坊城前大納言和長卿所令／新作也、先年不慮一覽之次、馳禿筆／如形加一校了、／（低一）」天文九年五月十三日／（低四）」参議右大辨藤惟房」（読点私に補う）（第二八丁裏）。後遊紙なし。双辺朱長方印「阿波國文庫」（楷書陽刻）6・0×1・8（冊首冊尾各一類）。史料備用ラベル。前遊紙に「改元部類」（墨書）の下札。小口書なし。

外題脇朱書にある「一本」とは、同じく阿波国文庫旧蔵の⑱『西橋鈔』を指すのだろう。

⑤ 宮内庁書陵部図書寮文庫蔵 『元号字抄』 函架453-2のうち
『続群書類従』のうち

江戸期写。和学講談所旧蔵。和装・大本・一冊。香色布目表紙26・4×18・6。左肩単辺刷題簽「續羣書類従二百七十八」(巻数のみ墨書) 17・9×3・6、中央上方副題簽墨書「○^(宋、押捺)元號字抄／元秘抄」8・2×10・9、右下隅「家九」墨書ハリ紙、表紙上に朱印二顆押捺(同文、印文見えず)。見返袋中「第二」墨書小紙片。『元号字抄』扉一丁(表左肩扉題「元号字抄」、裏「小序」)。目録一丁。無辺無界12行19字前後。注小字双行。傍記等あり。朱筆なし。三二丁。本奥書「右一冊、故坊城前大納言和長卿所令／新作也、先年不慮一覽之次、馳禿筆／如形加一校了、^(格低一)天文九年五月十三日^(格低五)」参議右大辨藤惟房「第三二丁裏」。『元秘抄』合綴(横中本大、無辺無界10行11字前後。注小字双行。朱筆あり。二二丁。前扉[○]後遊紙各一丁。冊尾「^{長和}改元」附箋貼付)。朱長方印「和学講談所」・宮内省^①印[○]図書寮叢刊書。図書寮ラベル。

ところで、岩橋氏によれば、直接本書に言及した部分ではないけれども、「塙本が、しばしば柳原本に底本を求めていたことは、明らかである」という⁽⁸⁾。岩橋説を敷衍して、本書も他書同様底本が柳原本に求められたとすると万里小路惟房本奥書も含め、岩瀬文庫本との関係が大いに注目されるところである。

⑥ 静嘉堂文庫蔵『統群書類従』のうち 『元号字抄』 函架303-2のうち

明治十二年福原迪写、塙忠韶校。塙家旧蔵。卷二七八〜二八一を収める第二四二冊(墨付二〇一枚)の初四六丁が「元号字抄」。和装・半紙本・一冊。

香色無地絹表紙25・3×17・6(二本取、茶色吉祥文角裂存)。左肩双辺白絹刷題簽「續群書類従」「公事部」^{自卷第}「二百七十八」^{至卷第}「二百八十二」(「内墨書」)18・0×3・6。本冊全体の目録、各巻の扉がある。「元号字抄」目録一丁(目録題「元号字抄」)。無辺無界10行20字、朱筆校正痕(四度カ、うち二度は忠韶)、四二丁。本文後の遊紙に本奥書「右一冊、故坊城前大納言和長卿所令新作也、先年不慮一覽之次、馳禿筆如形加一校畢、^(格低一)天文九年五月十三日^(格低九)」参議右大辨藤惟房。卷二七八末に「明治十二年二月廿五日筆者福原 迪^{對校}／三月五日一校了 塙忠韶^{檢閱}」數原元晴^{對校}／『同十七年四月廿九日午前二時校了(花押)(朱印[○]印文「源」)』(「内朱筆」)。「元号字抄」「元秘抄」間の遊紙に「小序」(⑦と同じだが本奥書はなし)。「元秘抄」以下写式同然。巻ごとに書写奥書(除卷二八一)。また「改元烏兔記」に延宝九年の本奥書。内容的には⑤⑦および活字化された『続群書類従』とおおむね同じ。

⑦ 国立公文書館内閣文庫蔵 『元号字抄』 請求216-1のうち
『続群書類従』のうち

〔江戸末期〕写。教部省旧蔵。和装・大本・一冊。『元秘抄』を合綴。茶色無地表紙26・2×18・5、左肩双辺刷題簽「続羣書類従」^(墨書)「二百七十八」。扉一丁、(元号字抄の)目録一丁。無辺無界每半10行、四二丁。末一丁に本奥書「右一冊、故坊城前大納言和長卿所令新作也、先年不慮一覽之次、馳禿筆如形加一校畢、^(格低一)天文九年五月十三日^(格低九)」参議右大辨藤惟房。続けて次丁より『元秘抄』(写式同然、前遊紙・目録共一七丁)。後遊紙等なし。朱方印「大日本／帝國／圖書印」「日本／政府／図書」。「和書門」ラベル、内閣文庫新旧ラベル。

内容は⑥同様、基本的には⑤や活字本と同じだが、直接の親本は⑥だと推

定されている。⁹⁾さて、本書につき注目すべきは「元秘抄」前の遊紙で、「元号秘抄表書云」として所謂「小序」と、万里小路惟房の本奥書を、(奥書は「元号字抄」とは別に)引いている点であり、実に興味深い現象である。

⑧ 宮内庁書陵部
図書寮文庫蔵 『改元考』

函架175-258

〔江戸中期〕写。和装・大本・一冊。横刷毛目表紙27・2×19・0。左肩打付書「改元」。前遊紙一丁(裏面「小序」)、目録一丁。無辺無界12行20字前後。注小字双行、間々注記あり。原則朱筆なし(一部読点に朱を用う)。最終丁裏面「右一冊、故坊城前大納言和長卿、所令／新作也、先年不慮一覽之次、馳髡筆／如形加一校了、／(格低)天文九年五月十三日／(格低五)参議右大辨藤惟房」。墨付三三枚(小序・目録含む)。朱長方印「宮内省御／系譜課」(篆文陽刻)2・7×1・5、朱長方印「明治十八年改」(楷書陽刻)1・9×0・9、図書寮B印。ハリ紙「第三号」(朱押捺、「三」朱書)。明治ラベル・図書寮ラベル。小口書「改元」(朱書)。

⑨ 彰考館
文庫蔵 『改号新鈔』

未見。『彰考館蔵書目録』(図書寮文庫蔵本、函架番号102-161、三冊)第三冊、卷六、申廿一の項に「改号新抄 一本」とあり、また『彰考館図書目録』(彰考館文庫編、一九一八年)六七二ページ、卷之十九、申部に「改号新鈔 大納言和長鈔 大永元年」、冊数「二」、番号「二七」、写刊「寫」と見えるのが該本だろう。⑩内閣文庫本・⑪九州大学の親本。

⑩ 国立公文書館
内閣文庫蔵 『改号新鈔』

請求番号145-1395

明治十五年松林織之助・樹下茂国写。彰考館本写。修史局旧蔵。和装・大本・一冊。薄丁子引表紙27・0×19・0(紫色角裂存)。左肩双辺題簽「改新鈔 全」(印刷枠内墨書)18・4×3・1。扉一丁(扉題「改號新鈔 全」)。

目録一丁。内題なし。無辺無界9行16字。注小字双行。原則句読点・訓点なし。朱筆校合注あり。間々朱筆ハリ紙あり。八九丁。尾題なし。後遊紙二丁。本奥書「本云、大永元年八月 日／上下鈔注畢、／正二位大納言和長」(遊紙第一)、同「右元祿乙亥夏^季、以京師人山本文右衛門傳借／本寫之、大串元丁表^(闕字)」(○後遊紙第一丁裏、「内朱筆、な」)、書写・校合奥書「明治十五年八月十九日、華族徳川昭武藏書ヲ寫ス、／三級寫字生松林織之助」(印文)「明治十五年十月、以徳川 韶^(マ) 武藏本謄寫并校合、／樹下茂国(朱丸印「樹下」)」。朱方印「日本／政府／圖書」。古ラベル、旧内閣文庫ラベル(二枚)、現内閣文庫ラベル。函号下札。小口書「改號新抄 完」。

複数ある朱筆ハリ紙のうち特記すべきは、第四八丁裏左下隅に貼られた、「以上蜂須賀本西橋鈔鈔全書、」とあるものだ。内容的に第四八丁までは元号の文字についての故実——所謂「西橋鈔」諸本に一致——が、第四九丁以降は別に目録を附した「勘文読様事」以下の改元仗儀の作法書である。このことについては後述する。なお、当該文中「蜂須賀本」は、阿波国文庫本のこと、のち徳大寺家に伝わり、現在東京大学史料編纂所にある(後述)。

⑪ 九州大学附属図書館
萩野 文庫蔵 『改号新鈔』

所在 萩野文庫／カ／38
記号

萩野由之写。和装・半紙本・一冊。法量23・6×16・0。外題「改號新鈔」。六二丁。冊尾「右改號新鈔一卷、以水戸彰考館本写、由之識」とあり(読点私に補う)。蔵書印「佐度萩野之圖書印」。

(九州大学附属図書館ホームページの書誌情報¹⁰⁾)

⑫ 神宮文
庫蔵 『改号新鈔』

号 第五門-57

未見。東坊城和長撰、明暦二年写、一冊(『神宮文庫図書目録』(一九二二年、神宮司庁)三二八ページ参照)。

書名のみより判断するのは極めて不誠実な態度であることを承知で陳べれば、この書名であるからには、彰考館本ないしは柳原本と同系統の写本だと考えるべきだろう。

⑬ 京都大学附属図書館寄託 菊亭文庫蔵 『改号新抄』 請求 菊亭文庫 菊/カ/19 記号
〔江戸中期〕写。和装・大本・一冊。香色無地表紙27・9×20・0(包背)。

中央打付書「改号新抄 和長卿記」、左肩打付書「西襦鈔」。扉一丁、扉題「西襦鈔」、裏面「小序」。目録一丁。無辺無界每半10行。本文三三三丁。後遊紙一丁、本奥書「右一冊、故坊城前大納言和長卿、所令/新作也、先年不慮一覽之次、馳髡筆/如形加一校了、/」(格低一)。天文九年五月十三日/」(格低五)。参議右大辨藤惟房」。蔵書印「今出/川/藏書」。請求記号ラベル。

本書は後述の如く、目録が、B系でありながらA系のように番号を附すものであり、かつ「西襦鈔」の外題をミセケチする(扉題は「西襦鈔」のまま)一方、「小序」と万里小路惟房の奥書を有するなど、少々他本と趣を異にする。両者の混合的形態だが、おそらくは狭義の『西襦鈔』系の本を写したものに、後に万里小路系の本から「小序」・惟房奥書・享祿の和長識語上に朱花押影を加え、さらに万里小路系目録に倣って各項に番号を附したものが親本なのだろう(目録・本文・奥書とも一筆か)。

⑭ 東山御文庫尊蔵 勅封38-41 (侍従職管理) 『西襦鈔』

江戸前期写。和装・中本・一冊。中央打付書「西襦鈔」(後西院宸筆)。紙数三五枚(墨付三三枚)。本文処々朱点朱勾点あり。裏表紙見返に「明暦朱印(後西院御所用)。(東山御文庫本『西襦鈔』マイクロフィルム)¹¹⁾

⑮ 国立歴史民俗博物館蔵 資料H-600-1015 (旧夕函14) 旧高松宮本 『西襦鈔』

江戸前期写。有栖川宮・高松宮旧蔵。和装・大本・一冊。薄青色表紙27・

8×20・0。中央打付書「西襦鈔」。前遊紙一丁。内題なし。無辺無界每半12行25字前後(字高21・5程度)。墨朱勾点・朱点・墨抹消符、朱墨訓点あり。目録(B系)一丁。本文三三三丁。後遊紙一丁。蔵書印・小口書なし。旧ラベル二種(表々紙丸ラベル「タ14」・前見返「1-440-14」)。「⑭」とある紙片一枚附属。

本書は字配りも含め、⑭東山御文庫本を写したものと考えられる。東山本にある抹消符や返点などを落す。所蔵者は江戸前期写とするが、東山本との親子関係を前提すれば、書写年代は中期ころまで下る可能性も考えられる。

⑯ 東京大学史料編纂所蔵「東山御文庫記録」第一一六冊のうち 『西襦鈔』 請求2000-1、第一一六冊
明治三十六年写、同年「辻善之助」校。茶色無地表紙26・0×19・0

(朱・墨印各一顆押捺、ハリ紙「山城採訪」。左肩双辺刷題簽中墨書「京都御所東山御文庫記録 甲百二十四」18・5×3・5、中央墨書「行類抄改元/西襦鈔/改元詔書等 永治元年/改元仗儀公卿 嘉保元年至延寶元年/伊勢両宮 例幣使料目録 承應二年」。第五五丁(扉)より「西襦鈔」。扉一丁、「西襦鈔」(墨書扉題)。「京都御所東山御文庫/第三十八番合箱ノ中」(青筆)、「校了」朱印。目録(B系)一丁。内題なし。無辺無界每半11行(字高21・3程度)、青筆で校合。本文三三三丁。本文の後の一丁に書写奥書「明治三十六年九月、以京都東山御文庫本/寫之」。本冊「行類鈔」末に明治三十六年九月三十日に写し、同日一校する旨の辻善之助青筆校合奥書あり、これと「西襦鈔」中の青筆の色・字が一致するので、同人の同時の校合ならん。「行類鈔」扉裏「東京大學圖書」「史料編纂所圖書之印」「20238」、「行類鈔」巻首「文科大學史料編纂掛」の各印。史料備用ラベル。下小口書「行類抄等」 甲

百廿四」、背小口書「京都東山御文庫記録

甲 百廿四」。

①⑦ 宮内庁書陵部
図書寮文庫蔵 『西橋鈔』

函架175-568
番号

大正九年^⑭東山御文庫本の影写。和装・大本・一冊。茶色無地表紙32・9×23・5。左肩双辺題簽「西橋鈔」(印刷枠内墨書)21・2×5・2。無辺無界11行23字前後(字高23・2程度)。前後遊紙各一丁。本文三三三丁。冊尾、宮内省一三行(大九) 罫紙(一枚)に撰者を和長と定めたる調査結果を附す(森林太郎図書頭の命で調査を行ったという。大正十年十二月十三日芝葛盛による○花押)。冊尾「大正九年/十月二十四日/一校了、」(朱筆)の校合奥書。

①⑧ 東京大学史料編纂
所蔵阿波国文庫本 『西橋鈔』

請求
番号 徳大寺家本144-120

〔江戸後期〕写。和装・大本・一冊。青鈍色無地表紙29・0×21・4(五ツ目綴、綴糸青)。中央打付書「西橋鈔」。前遊紙一丁。目録(B系)一丁。内題なし。無辺無界每半12行23字前後(字高23・4程度)。傍訓・頭書・朱点等朱符号あり。本文三三三丁。後遊紙一丁。冊首(目録首)・巻尾(最終丁表)に双辺朱長方印「阿波國文庫」(楷書陽刻)6・0×1・3(印アテ紙存)^⑬。史料備用ラベル。附札「水戸本寫改号新抄ノ上半冊ト全シ」(朱筆)。下札「改元部類」(墨書)。

④ 修史局本『改号新鈔』ハリ紙にあった「蜂須賀本」である。この附札によって、本書と『改号新鈔』が、修史局時代に対校せられていたことが鮮明になった(「水戸本写」とは彰考館本の写との謂たろう)。

①⑨ 東京大学史料編纂所
蔵徳大寺家仮綴本 『西橋鈔』

請求
番号 徳大寺家本101-6

江戸期写。共紙表紙29・6×20・9。仮綴・大本・一冊。左肩打付書「西橋抄」。内題なし。無辺無界12行25字前後(字高21・5程度)。構成は、表紙

の後に九丁(所謂「改元新号字難事」系本に相当)、この部分の裏表紙に相当すると思しき白紙一丁、扉(後半の共紙表紙に相当か)一丁(左肩「西橋抄」^{○外題}と同筆)、(小序)一丁(後半丁。前半丁白紙。朱筆あり)、目録一丁(A系)、「撰出新字事」以下一九丁。本奥書「右一冊、故坊城前大納言和長卿、所令新作也、/先年不慮一覽之次、馳禿筆如形加一/校了、/」(格^低)天文九年五月十三日/末(行)参議右大辨藤惟房判。裏表紙表に「文祿 杜氏通祿」とあり。蔵書印なし。「史料備用」ラベル。

もと二冊本だったものを合綴したと思しく、外より見ても境が判然としてゐる。後半が目録から写しながら首三篇を落しているのは、先に「改元新号字難事」系仮綴写本があり、それがない部分だけを後に書写したからかとする。外題と併せ考えれば合綴者と後半書写者は同一人だろう。なお、「文祿」の記述は①天文写本からある時期以降の派生した系統の本に見られる特徴ゆえ注目される。また、惟房の奥書末に「判」とあることは、他の万里小路系本と異なっており、天文写本から直接転写した可能性がある。「文祿」の記述と合せてよく考えたい点だ。

②⑩ 国立公文書館
内閣文庫蔵 『西橋抄』

請求
番号 145-1402

〔江戸前期〕写。坊城家旧蔵(坊城俊広所持)。和装・大本・一冊。香色無地表紙27・9×19・9(綴糸茶)。左肩打付書「西橋鈔全」。前遊紙二丁(前遊紙第二丁裏「小序」)。目録一丁。無辺無界10行22-24字前後。注小字双行。朱符号あり。原則訓点なし。朱筆書入は書写者ないしは加点者によるか。尾題なし。後遊紙一丁。奥書・識語なし。無郭朱印「小川坊城文庫」(篆文陽刻)縦10・7、朱方印「俊/廣」(双辺篆文陽刻)2・7×〔2・7(○ノドに掛)、朱方印「内閣/文庫」。旧和書門ラベル、旧内閣文庫ラベル、現

将退記」「寛喜改元記（寛喜改元申詞）／中納言朝隆卿記／範輔卿記」「（不知記）○扉題」「文和五年広橋贈左府記／享祿改元申詞○扉題の順。」「改元部類記」○内題に云
記く、公尚卿記／貞治改元記」「水無瀬宰相」である。

『西襦鈔』は第三丁表第六行より始まる（当該行に「西襦鈔」との内題がある）。中途より始まるので、親本（ないしは祖本）と字配りなどの差異が大きいと考えられる。②4徳大寺六冊本中のものと同様、内容的には（一）（二）および（一六）の一部のみで止る。

* * *

その他書名等により『西襦鈔』の系統だと考えられるものを列記すると、

②6 陽明文 庫蔵 『西襦鈔』・②7 三条家本 『西襦鈔』がある。

* * *

②8 宮内庁書陵部 函架九一5142
 図書寮文庫蔵 『改元新号字難事等』

江戸初期写。和装・大本・一冊。原装香色無地表紙28・5×19・7（押八双あり、綴糸緑）。左肩打付書「改元新号字難事」（本文と同筆）。前遊紙一丁。無辺無界11行24字前後。注小字双行。朱符号あり。ミセケチによる書改めあり。小字傍記あり。末尾の本奥書の如き（此一冊…）は実は途中の和長識語（清家文庫近世写本に同じ）。図書寮C印。書陵部ラベル。閲覧室備付図書カードに「正保改元に際する九条道房周辺の書写にかかる」とあり。

②9 京都大学附属図書館 請求番号5-17/カ/1貴
 清家文庫蔵 『改元新号字難事／付陳』

江戸期写。舟橋家旧蔵。和装・大本・一冊。浅葱色無地表紙、27・0×20・1（五ツ目綴・二本取）。左肩打付書「改元新号字難事附陳」。無辺無界12行25字前後。注小字双行。朱点、朱筆書入、墨書頭書（異本注記ないしは校訂注か）。九丁。冊尾に大永元年和長識語。蔵書印「京都／大學圖／書之

印」および黒スタンプ。

なお、『国書総目録』には「正徳四頃写？」とある。

以上縷々記述してはみたが、外題等が異なり、未だ見出せぬ本もあるのではないかと恐れる。

三、『西襦鈔』の構成および諸本の位置付け

1. 「小序」について

ここでひとつ問題となるのは、便宜「小序」と名付けた部分である。万里小路系諸本で巻頭に置かれる覚書的な小文で——殊に続群書類従刊本だと全ての文が平滑になってしまいうので、より序文らしく見える——三つの部分から成る（各段の詳しい内容は続群書類従刊本に就けばよろしい）。

- (ア) 改元事始——「改元、史記秦本紀、恵文王十四年…」
- (イ) 年号起源——「年号、自漢武帝建元々年始…」
- (ウ) 改元儀式——「改元之儀、禁秘抄上巻載之、」

実のところ、この三段落は万里小路系諸本に共通し、さらに(ア)(イ)と(ウ)が①清家天文写本（惟房写）においては筆跡が異なり、しかも天文写本では、「小序」と本文は異筆ゆえ、惟房以外の人物の手によって編まれたようである。清家で編まれたものかという点、それは分からない。天文九年に万里小路惟房が写してより、「文祿」の加筆（当然に文祿改元（一五九三）以降）¹⁹までに順次扉裏に加筆蓄積されたと言えぬ。なお、天文写本

〔小序〕にも朱点が入るが、入れられた時期については現段階では未詳である。また⑥静嘉堂統群書類従本・⑦内閣統群書類従本に「元秘抄表書云」とあるのも何の故か判然とせぬ。いずれも後考を俟つ。

2. 目録について

一方目録部分はどうかというところ、おおよそ次のように分類できる。

(A) 目録の各事書に番号を附すもの

(B) 目録の各事書に番号を附さず、目録末尾に「後柏原院永正十年八月廿三日改元大永」と記すもの

これを諸本系統に即して言うならば、(A)が万里小路本系、(B)が非万里小路系となる。

極々単純に言えば、番号を附さぬ目録が原型で、番号を附したものと、「後柏原院……」を附したものの二系に分かれたのではないかと推するのが普通だろう。

ところがそうは問屋が卸さない。B系にのみ「吾朝偽号事」という一項が加わっているのである。しかも(A)と(B)には管見の限り中間的な形態はなく、截然と区別される(例外は⑬菊亭文庫本『改号新抄』²⁰で、これは、(B)系目録に対し、(A)系に做って番号を附したものとみるのが自然なものであり、先に「中間的」といったものとは区別されるべきかと考える)。

そう考えたとき、

まず(A)系目録と同様の区分けで番号を附さぬものがあり(原目録)、次いで、

(A)では番号が附される。

(B)には「吾朝偽号事」と末尾の「後柏原院……」の一文が加わると見るべきだろう。

また、興味深いのは管見の限り「改元新号字難事」系写本(⑳㉑)および類聚本のうちの「西樞鈔」(㉒㉓)以外が何れも目録を有しているらしい点である。したがって万里小路惟房写本の成立以前に「原目録」相当分が成立していたとみられる。和長薨去は先に述べたとおり享祿二年末であり、惟房が書写したのが天文九年だから、その間は一〇年ほどである。その間に突如別人による目録が出来たとみるよりも、和長原本にすでに目録があったと見た方が自然だろう。

3. 本文の構成について

次いで、本文について検討してみたい。各々の内容は、一―一―(イ)で見たとおりである。

(ア) 首三篇について

本文の構成を考える上で示唆的なのは、首三篇だけが「改元新号字難事」などという書名で存在していることである。すなわち、首三篇(これは和長自身が記すように改元仗儀に加わる公卿の依頼でまとめられた)だけでもすでに十分な需要があり、書写されていたのである。あるいは「三相公」自身の書写に係る本があってもおかしくない。なおこの「三相公」は、改元仗儀に参陣した五条為学(たまたか)本『元号字抄』(統群書類従刊)・上冷泉為和(右衛門督)上(同)・万里小路秀房(右大弁宰相)上(同)の三人の参議を指す。ことに為学は、次に見るように和長の著書を書写しており、彼の書写に係る本の存在

は推定可能だろう。また、秀房は①天文写本書写者惟房の父である。

さらに首三篇に「大宝己来年号反字事」の一部を加えたものが伝わっている(②徳大寺本・②⑤菊亭本のうち)のもその傍証になる。しかもそれが「西襦鈔」と呼ばれているのも本書の成立を考える上で示唆的である。

(イ) 後半のうちの四篇について

後半のうち、「異朝年号於本朝打反用例事」「同音年号依清濁用例事」「同音年号字替打反例事」「同訓年号一字替用例事」の四篇にもそれだけ単独で流布している徴証がある。内閣文庫本『異朝年号於本朝打反用例』(請求番号古2-69、一冊、江戸初期写、押小路家旧蔵)²¹と図書寮文庫本『辛酉甲子定文』(函架番号353-265、一冊、江戸前期写、桂宮旧蔵○松下見²²林旧蔵)の一部がそれに相当する。あるいは和長の別の著書との重複の可能性もあるが、両者とも文明十九年の和長の本奥書があり、ともに親本が明応十年の書写奥書——各々高辻章長・五条為学のもの——を有していたようだ。

〔東坊城和長本奥書〕文明十九年六月八日書之、来月四日可有改元定之由、頭左大弁相催之間、為撰新字類聚此一帖、：

翰林小土菅和長判 ○内閣文庫本『異朝年号於本朝打反用例事』(但、図書寮本モ全ク同文ナリ)

〔高辻章長本奥書〕明応十年辛酉、今年可有改元之由有其沙汰、仍書写此一帖者也、

翰林学土菅章長 ○内閣文庫本『異朝年号於本朝打反用例事』

右に掲げた二種の本奥書(ともに読点および傍線は私に補う)にはともに「此一帖」という語が見える。書物の形状はさておき、一冊の書物として独立していたことが窺える。

すなわち文明十九年の和長原本をもとにした写本が存在し、一定程度書写

されており、のちに自身により統合されたとみるべきだろう。この現象は、先の「首三篇」と同じである。

(ウ) 系統分類

先の諸本の書誌情報の整理と各部分の構成などをもとにして、諸本の系統を一覧にしたのが図1である。

同様の視点から見直してみると、それぞれの部分の成立についてより見えてきそうである。

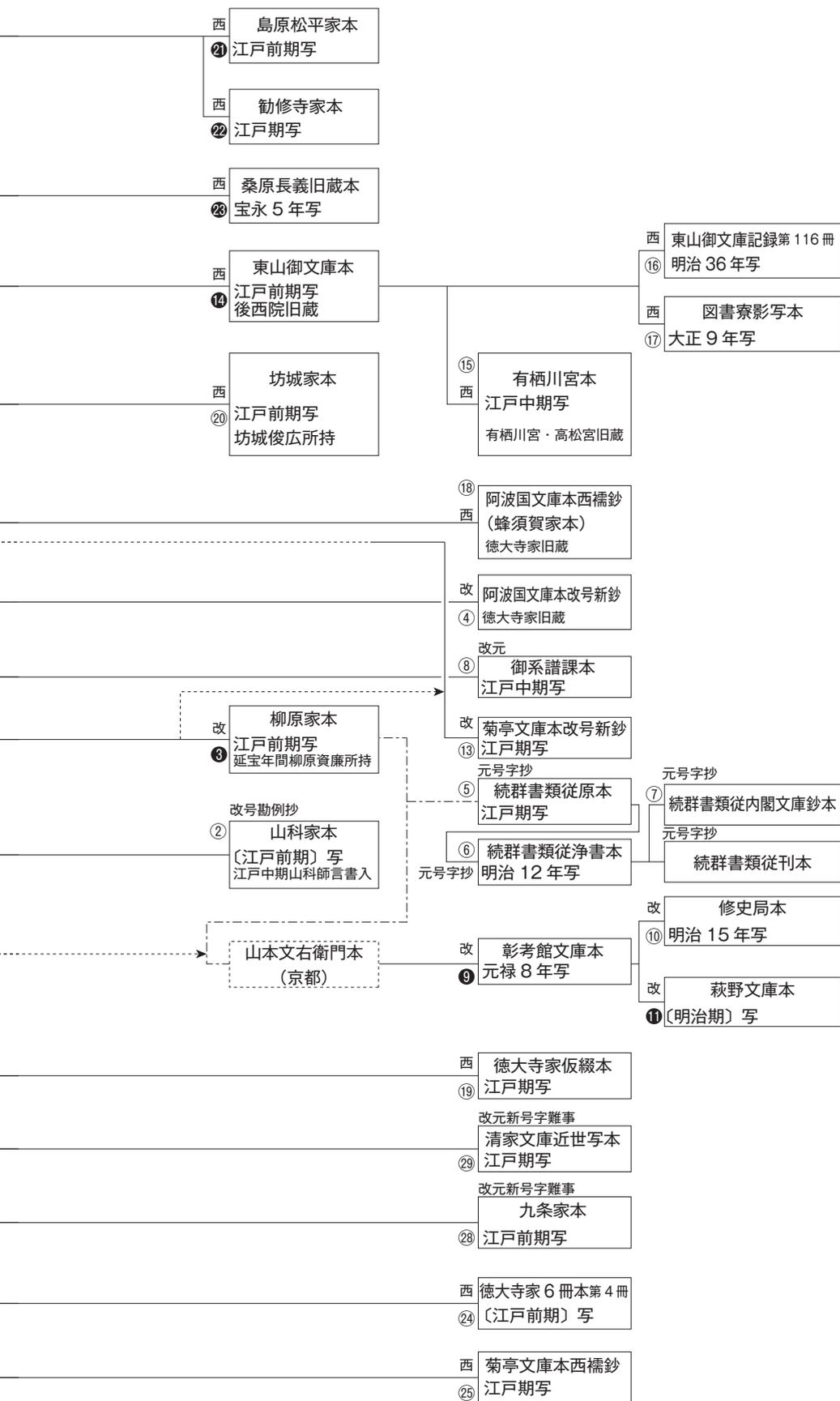
ところで、「乙系統」とした本は、いずれもB系統(数字なし、「後柏原院」云々の注記あり)の目録を有するが、これらにはもうひとつ共通点があつて、それは、外題が「西襦鈔(抄)」なのである。これは見逃せない重要な点であろう。

したがって、おおむね狭義の「西襦鈔」は、乙系統だといえることができる。但、②徳大寺本・②⑤菊亭本の如き、「西襦鈔」の書名を有しながら、所謂「首三篇」+ α しかない本をどう見るかに検討の余地がある(当然、首三篇を欠く本(②②)にも同様に検討を加えねばならぬ)。

他方、「甲系統」はなかなか厄介だが、いずれも万里小路惟房筆本を祖本としている以上、もとは「改元部類記」などと称せられ、後に色々に名付けられたとみてよい。その中に③柳原本の「改号新鈔」の如きがあり、彰考館本前半も惟房の本奥書こそ有さぬが、おそらくはその系統を引いていると推測される。なお「改号新鈔」と号する本は外題尻付に「和長卿記」とあるものが多く、日記としての『和長卿記』との関係が注目される。

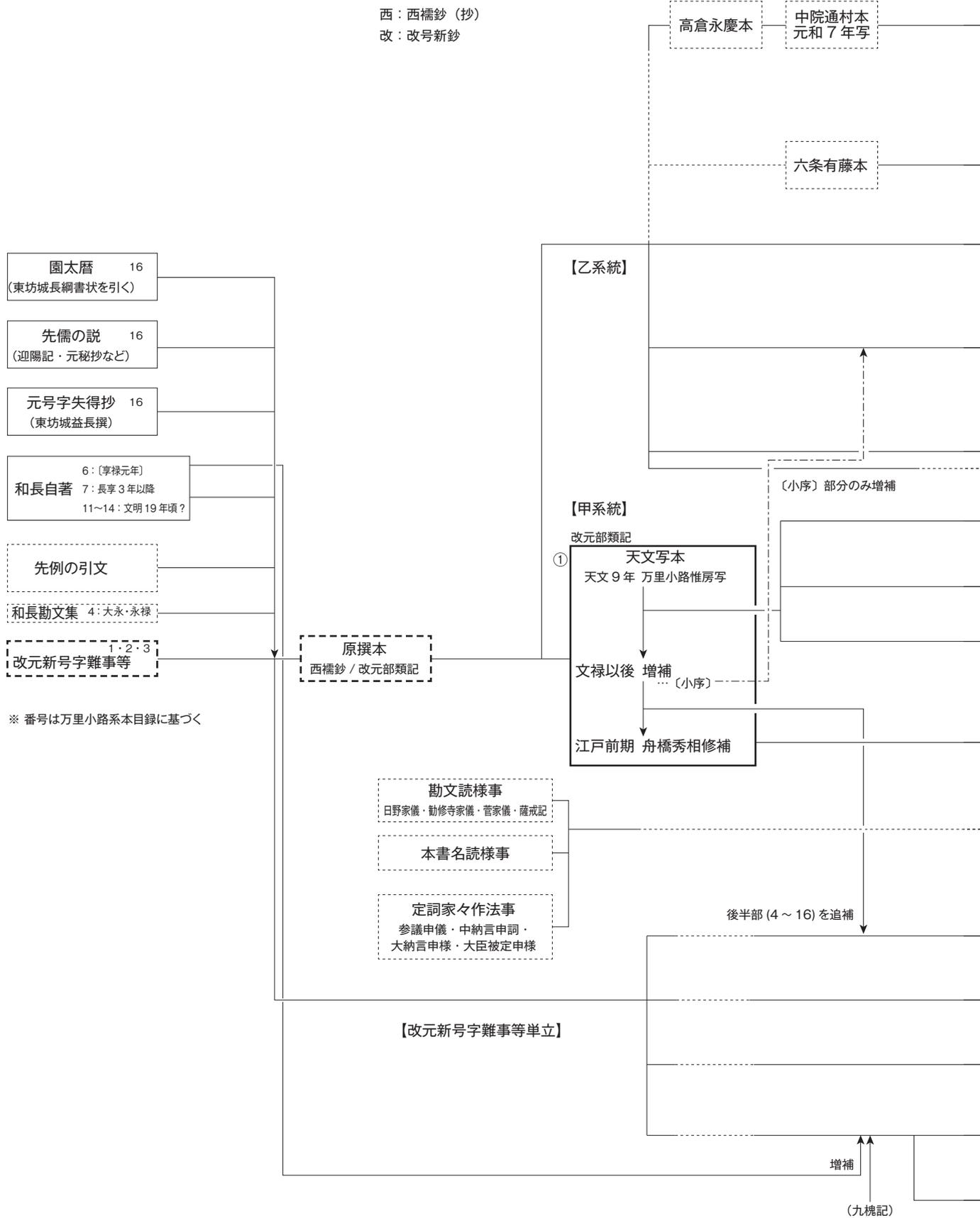
惟房本系の本奥書は、惟房の花押についての情報を欠くものが多いが、これはやはり③柳原本あたりを共通の祖本として考えると考えると納得しやすい。

『西襦鈔』なる改元部類



『西橋鈔』なる改元部類

<図 1>『西橋鈔』諸本系統図



※ この他、¹⁹神宮文庫本、²⁶陽明文庫本、²⁷三条家本がある。

但、これも推測の域を出ない。惟房の本奥書は花押情報を除けば「故坊城前大納言」のあとの「和長卿」が小字か否かという程度の差異しかないからである。一方、前述のとおり⑩徳大寺假綴本後半部は「参議右大辨藤惟房判」とあり、また「文禄…」の追記をも写すから、天文写本からの直接派生したものと見るのが妥当だろう。

(エ) 成立年代の考証

惟房本系は、奥書から、直接惟房が和長自筆本を転写した①清家文庫天文写本をすべての祖とすることが明らかであり、しかもそれ自体で完結しているから、これらを一具のものと考えるのが至当であるし、惟房奥書にあるように、和長自筆本も一冊本だったと考えてよからう。

さて、彰考館本系(⑩修史局本など)にある和長の大永元年本奥書に「上下鈔」に注し畢んぬとあるがそれに従って、和長の原撰本『改号新鈔』は上下二巻本で、かつ各巻一冊ごとになっていたと考えてみる。各巻とはいったいどの部分を指すのであろうか。

つとに伊藤慎吾氏が修史局本の本奥書を引かれて、「上下」の「上」は『改元新鈔』すなわち『元号字抄』であり、「下」は『改元勘文読進事』である。」と述べられ、²³両者の関係緊密なることを看破せられたのは慧眼だが、この『改元勘文読進事』なる書は、『国書総目録』だと修史局本『改号新鈔』の合綴本としてしか見えない。他に『改元勘文読様之事』が菊亭文庫(京都大学)にあるが(菊/カ/3)、同一書かは未詳。なお、東山御文庫本『改元雑々』(勅封番号38-42)の中に類似のものがあつたが、同一書ではない(当部蔵マイクロフィルムを閲覧)。『西橋鈔』などと同様に、思いもかけぬ書名で著録されている可能性もあるが、現段階ではそこまで調査が及んでい

ない。

また、和長奥書を信じれば、大永元年八月(まさに大永改元の月である)には「上下鈔」ともに成立していなければならないことになる。

さしあたりの私見を陳べれば、次の二通りの解釈ができようか。

(1) 「上下鈔」とは、あるいは上が首三篇、下が大永度の和長勘文(「撰出新字事」のうち)以下(どこまで含まれるか検討の余地あり)で、このとき初めて合冊された。²⁴

(2) ⑭徳大寺本・⑮菊亭本の如きもの、すなわち上が首三篇、「大宝已来年号反字事」の一部(具体的には「大宝切道」^{〔嘉〕}「慶切敬」)が下。

「大宝已来年号反字事」が途中で切れており、後に増補されたその末に享禄元年の和長識語があるので、増補部分は大永・享禄に成立した。

彰考館本自体の精査の必要はあるが、いずれにせよ、この本奥書が、果して「勘文読様事」以下三篇に付されたものなのか、疑うのも一案だと思ふ。

但、私見の弱点は当奥書がなぜ彰考館本の「末尾」にあるのか、その説明が難しい点で、これはなお検討を要する。

以上をもとに、本書の成立を改めて考察してみたい。岩橋氏の考証をおさらいしておくと、氏は前半部を大永の成立、享禄改元に関する記事の存在から、全体の成立を享禄元年から(撰者薨年である)同二年の間とみる。たしかにそのように見ることもできるが、その一方で、すでに後半部の原型が成立している、それに和長勘文、および首三篇が足されたとみては如何か。

享禄の記事がある以上、やはり岩橋氏の指摘されるとおり、晩年まで和長自ら加筆していたということなのだろうと考えられる。氏に従いさらに考察

すれば、所謂「下」にあたる部分がその後より増補され、今の「西橋鈔」の姿になったのではないか。

四、むすびにかえて

以上見てきたことをふまえ、最後に書名についてひと言述べておきたい。

山科本につき『西橋鈔』として整理したのは、適切だったか。振返ってみれば、系統・伝来に即すと、甲系統の本として「西橋鈔」の書名はやや勇み足であった。外題に配慮し「一名」(Another Name)として「改元勘例抄」を残したので、大きな問題ではないかもしれぬが、念のため記しておく。

註

- (1) 『統群書類従』全体に対することとして、川瀬一馬氏がすでに指摘していることであり(川瀬「續群書類従の編纂」(『日本書誌學之研究』、大日本雄辯會講談社、一九四三年)、当該書目についても当てはまる。
- (2) 『群書解題』(統群書類従完成会編・発行、一九八二年○初版一)、一二三―二四ページ。「元号字抄」の項は岩橋小弥太氏執筆。なお、「元号字抄」との書名については「改元に際して勘進された年号字勘文を旧記より抄出類纂した書という意。」とする。
- (3) 伊藤慎吾『室町戦国期の公家社会と文事』(三弥井書店、二〇一二年)、一六五ページ。
- (4) 現存本の例としては、九条家旧蔵書がある。図書寮文庫蔵。函架番号九一5141。室町写本で、唐橋在数(一四四八―九六)写本の転写。文安六年東坊城益長撰。室町中期写(○閲覧室備付図書カードに「唐橋在数筆か」とあり)。大和綴・大本・一冊。九条家旧蔵。

後補白色無地表紙26・5×20・5(江戸初期後補ならん)。左肩打付書「元号字失得抄」(恐らくは『改元新号字難事等』(函架番号九一5142)と同筆)。扉(旧表紙)一丁、扉題外題同然。巻首篇名下「文安六年夷則中旬之比抄之」とあり。每半12行程度、各行29字前後。朱合点、墨朱頭書・注記あり。本文墨付一二丁、白紙三丁、合綴「運命論」(李蕭遠詠、無辺無界9行26字前後)二丁。第一二丁裏奥書「以上坊城亞相益長卿抄之、以自筆本書寫之了、長享元年翰林学士普在數書之。七月廿七日。冊尾白丁は旧裏表紙。図書寮C印。書陵部ラベル。

ちなみに本書は、九条道房の菟書だと考えられる。松澤克行氏が『道房公記』に借用・書写が見える書目を整理しておられる中に見え、提供元が三条西家だと明らかにされている(松澤「寛永文化期における九条家文庫点描」(『文学』一一三、二〇一〇年)、『道房公記』寛永二十一年九月二十九日条に見える)。

(5) 『国書総目録』によれば、以下の如くである。

- 【写】内閣(明治一五写、改元勘文読進事を付す)(二冊)、宮書(「西橋鈔」、大正写)、京大、岩瀬(「改元新鈔」、鳥原(「西橋抄」、元和七奥書)、神宮(明暦二写)、陽明(「西橋鈔」、旧彰考、三条家(「西橋鈔」)、「補遺」東山御文庫(「西橋鈔」、九大、京大(「西橋抄」))
- (6) 伊藤『室町戦国期の公家社会と文事』一六五ページ。また、東京大学史料編纂所でも史料採訪をしているようである(井上聡「大阪府立中之島図書館・京都大学附属図書館・京都府立総合資料館所蔵の古記録部類記調査」(『東京大学史料編纂所報』四三、二〇〇七年)。
- (7) 岩瀬文庫のウェブ目録「西尾市岩瀬文庫 古典籍書誌データベース」(<https://trc-adeac.trc.co.jp/WJ11CO/WJJS02U/2321315100>)によれば、書名を「改号新鈔」とし、「改元新鈔」を「旧書名」としている。国文学研究資料館の「日本古典資料調査記録データベース」(<http://www.njil.ac.jp/pages/database/kotensiryodB.htm>)所載の調査カードによれば、「改元新鈔」は目録(「岩瀬文庫図書目録」か)所載のものという。
- (8) 『群書解題』(統群書類従完成会編輯発行、一九八二年○第)一二四ページ、

- 『改元部類』（続群書類従巻二八〇）の項。また、この視点で再度本書を見ると、書誌のところて述べたが、この「元号字抄」という書名は、そもそも内題ではなく、扉に走書きされたものにはすぎず、親本にあったとは看做し難いのである。よって、「元号字抄」という書名自体、『続群書類従』独自である可能性が高い。
- (9) 宮内庁書陵部「稿本『続群書類従』について」（『稿本『続群書類従』展示目録』、一九七八年）。また注（1）川瀬論文も併せ参照のこと。
- (10) 書誌ページのURLは、<http://catalog.lib.kyushu-u.ac.jp/ja/recordID/1001293524?ht=1&caller=xc-search>。
- (11) 今回、本書については『東山御文庫目録』（宮内公文書館蔵）の情報を都合により反映できていないことをお断りしておく。
- (12) 国立歴史民俗博物館『高松宮家伝来禁裏本目録』、二〇〇九年。
- (13) 長澤孝三『幕府のふみくら』（吉川弘文館、二〇二二年）四七～五〇ページ。
- (14) 国文学研究資料館がウェブ上（日本古典資料調査記録データベース (http://base1.nijl.ac.jp/info/lib/meta_pub/detail））で公開している同館の調査カードによれば、表紙以外二六丁で内前後遊紙各一丁という書きぶりだが、画像 (<https://kotenseki.nijl.ac.jp/biblio/100223816/viewer>) を見れば、遊紙というより、所謂見返であって、ふつう丁数には数えぬのではないかと思う。すなわち墨付二四枚、内目録一丁と言うべきだろう。
- (15) 前注（14）URL参照。また「肥前島原松平文庫目録」（島原市教育委員会、一九九八年再版）一七頁にも載る。
- (16) 「京都府立京都学・歴史館、京都府立大学、京都府立医科大学」3館合同蔵書検索システムの『改元部類記・付類本』の検索結果詳細ページ (<http://opacs.pref.kyoto.lg.jp/mylmedeo/search/book.do?target=local&bibid=429709>) および「京の記憶アーカイブ」の『改元部類記・付類本』第八冊『西橋抄』 (<http://www.archives.kyoto.jp/websearch/detail/1804218/8/1>以下)。
- (17) 「江戸前期」写。和装・大本・六冊。改装浅葱色無地表紙26・0×20・5（五ッ目綴、二本取、綴糸緑、押八双あり）。左肩香色無地無辺題簽墨書「西橋抄
- 文和五年廣橋贈左府記 六冊之内」の如し、16・3×3・0（第五冊細目注記なし、享祿改元申詞）
- 第六冊は墨付枚数まで記す。各冊前遊紙一丁。第二冊扉一丁（内容細目および墨付枚数を示す。本文中第四冊前見返同然）。每半行数字数区々。第三・六冊のみ朱筆あり。各冊丁数以下の如し——(1)七丁(2)一〇丁(3)四丁(4)八丁(5)三丁(6)六丁。各冊後遊紙一丁。奥書・識語なし。蔵書印なし。「史料備用」ラベル。
- (18) 京都大学 KULINE (<https://mkulib.kyoto-u.ac.jp/webopac/RB00008006>)。同じページに書誌データおよび画像あり。
- (19) この追記の末尾に「菅盛長勘」（東坊城盛長の勘申）とあるから文祿改元に関わる記述であることは明白だが、「文祿」号の初出はその実和長の享祿改元の際であり、『西橋鈔』自体との関係もないではない。
- (20) 目録の内容は、「吾朝偽号事」項および「後柏原院……」の一文があるため、B系であるが、各項上に「一」～「十七」の数字が振ってある（「吾朝偽号事」が増えた分、一つずつ数字が繰下がるのである）。したがってB系の派生形とみるべきで、中間的とは言えないだろう。
- (21) 国立公文書館内閣文庫蔵。請求番号 古2-69。「江戸初期」写。押小路家旧蔵。和装・大本・一冊。
- (22) 書誌は以下のとおり。図書寮文庫蔵。函架番号353-265。「江戸前期」写。松下見林・桂宮旧蔵。和装・大本・一冊。斜刷毛目表紙27・9×19・7。左肩双辺刷題簽中墨書「甲子勘文並定文付辛酉定文／元号類字抄不用号」。もと二冊本だったと推定され、それぞれに見林の蔵書印あり。前半は諸道の勘文（扉一丁、本文二四丁）、本奥書「文龜四年正月廿七日書寫了、判」。後半は「元号類字抄」（扉一丁、本文二三丁（目録共）、本奥書「本云、文明十九年六月八日書之、来月四日可有改元定之由、頭左大弁相催之間、為撰新字類聚此一帖、旧勘文悉不所持、定旧号莫太漏脱歟、連々可尋見之、依今度應仁以来乱逆、諸家如此等之記共并勘文等成紛失之条、不及力事歟、但猶可求之不可母之矣、翰林小土菅和長判」）「明應十年二月十六日写之、今度依辛酉可有改元条、雖未博士、為撰新字内々写置了、給事中為學」。後遊紙一丁。朱方印「松下／見林」（篆文陽刻）、「帝室図書」印。

図書寮ラベル、旧ラベル。

(23) 伊藤『室町戦国期の公家社会と文事』一六五ページ。伊藤氏も『国書総目録』の記述に拠っているのだろう。

(24) 逆に、首三篇を欠く勸修寺本系を見直すと、これだけで独立して書写・流布した可能性にも考えを及ぼすべきだろう。一方で②徳大寺仮綴本の如き、すでにあった本に欠けていた部分のみを補写したと思しきものが残存・流布したとも考えうるから、より詳細な検討を要する。今回は指摘するに止める。

(附記) 前号拙稿「図書寮蔵紅葉山御文庫本目録(三)」の、紅葉山御文庫本の一覧表「図書寮蔵紅葉山御文庫本目録(史部)」は、「図書寮蔵紅葉山御文庫本目録(子部)」の誤りゆえ、遅ればせながらここに訂正する。